

国への提案に対する対応状況等

提案内容	国の措置・対応状況
<p>■ 地域における今後の産地形成に向けた支援</p> <p>○ 水田の利用形態は、地域によって様々であることから今後の農業用水のあり方を含めた持続可能な水田農業の将来像を地域が描くことができるよう、現場の課題を検証し、産地の実情を踏まえた必要な対策を講じるとともに、迅速な情報の提供や丁寧な説明を行うこと。</p> <p>○ 地域において今後の産地形成に向けた検討を迅速に進められるよう、生産現場の実態を十分踏まえ、交付対象となる水田機能の確認方法などを明確化すること。</p>	<p>○ 農林水産省は、これまで、<u>7回の全国会議での説明や4,290回の産地ごとの意見交換を実施。</u></p> <p>○ 交付対象水田について、水張りは水稲作付けにより確認することを基本としつつも、<u>湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合も交付対象とするなどの考え方が示された。</u>また、「<u>水田活用予算に係るQ&A</u>」においても水田機能の確認方法などが示された。</p>
<p>■ 需要に応じた米生産と水田有効活用の推進</p> <p>○ 需要に応じた米生産を推進し、生産者が安心して転作作物の生産性の向上等に取り組めるよう、産地交付金を含む水活交付金について安定的な制度運用と必要な予算の確保に努めるとともに、水田地帯における良質粗飼料生産の取組を促すために必要な措置を図ること。</p>	<p>○ 令和5年産水田活用予算については、令和4年度補正予算とあわせて3,665億円措置された。</p> <p>○ 良質粗飼料生産への支援については、「<u>飼料自給率向上総合緊急対策</u>」や「<u>国産飼料の生産・利用拡大対策</u>」が措置された。</p>
<p>■ 畑作物などの本作化に向けた支援</p> <p>○ 今後5年間は、地域において水田農業のあり方に関する産地形成に向けた検討が行われることから、令和6年度以降も畑作物や高収益作物の本作化に向けた高収益作物畑地化支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。</p> <p>○ 本作化した後においても、畑作物や高収益作物、良質な自給飼料の増産・確保に向けて、生産性の向上や体質の強化など農業経営の安定を図るための取組への支援を講じるとともに、特に、中山間地域や泥炭土壌地域などの条件不利地については、離農や受け手のない農地の増加につなげることがないよう配慮すること。</p>	<p>○ 本作化に向けた支援については、「<u>畑地化促進助成(畑地化支援、定着促進支援、土地改良区決済金等支援など)</u>」が措置された。</p> <p>○ また、<u>水稲から畑作物等への作付転換に必要な基盤整備として「水利施設整備事業(畑作等推進支援水利再編型)」</u>などが措置された。</p> <p>○ 本作化した後の支援については、畑作物の定着までの一定期間を支援する「<u>定着促進支援(2万円×5年/10a)</u>」が措置された。</p> <p>○ 中山間地域対策については、「<u>中山間地農業推進対策</u>」や「<u>最適土地利用総合対策</u>」等が措置された。</p>

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[昨秋に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

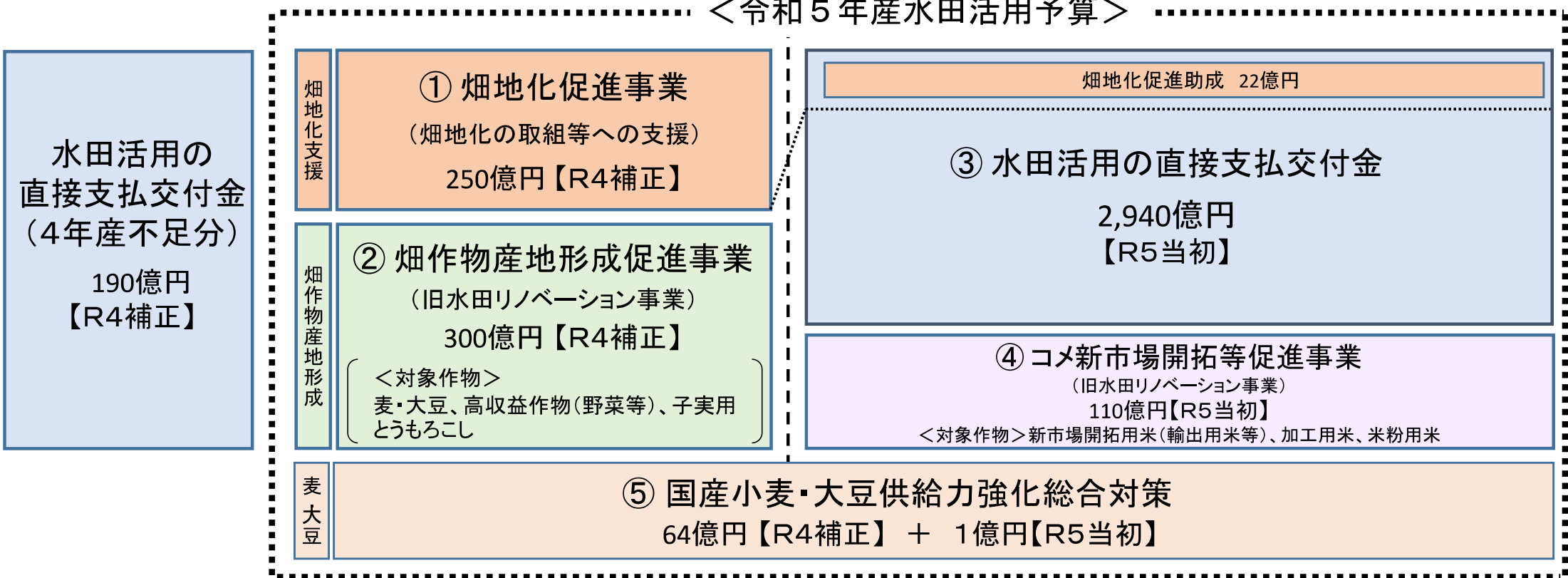
※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算



＜関連予算＞

- ・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】
 (乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)
- ・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】
 (産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)
- ・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】
 (米粉の利用拡大支援対策事業等)
- ・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】
 (農業農村整備事業等)
- ・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】
 (飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大)
- ・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】
 (元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等)

水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. コメ新市場開拓等促進事業 (11,000百万円)

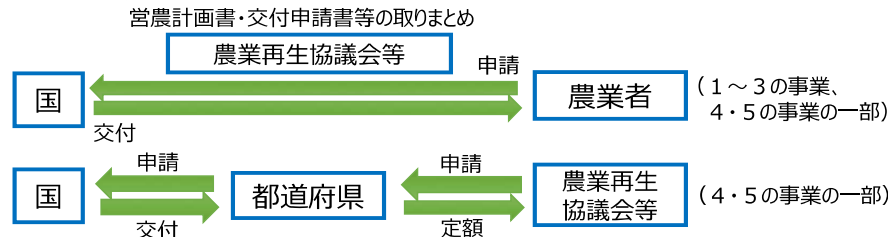
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※8

※8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成 (2,215百万円)

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

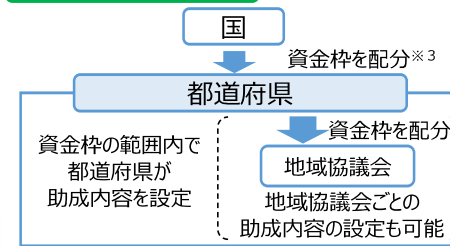
※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

産地交付金



畑地化促進助成 (令和4年度補正予算と併せて実施)

- ① **畑地化支援**（高収益作物：17.5万円/10a※4、畑作物（高収益作物以外）※5：14.0万円/10a※6）
- ② **定着促進支援**
 - ア 高収益作物（2万円（3万円※7）/10a×5年間）（①とセット）
 - イ 畑作物（高収益作物以外）※5（2万円/10a※6×5年間）
- ③ **産地づくり体制構築等支援**（①とセット）
- ④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

※4：令和5年度までの時限単価

※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等

※6：令和4年度補正予算における単価

※7：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

6 飼料自給率向上総合緊急対策

【令和4年度補正予算額（所要額） 12,000百万円】

<対策のポイント>

畜産農家と飼料作物を生産する耕種農家との連携や飼料生産組織の運営強化、高栄養価牧草の導入による草地改良、国産稲わらの利用拡大実証、国産粗飼料の広域流通による国産飼料の生産・供給などの取組を支援し、飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進を図ります。また、畜産クラスター事業において、飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援する優先枠を措置します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 2,956百万円
農協等が地域農業再生協議会等と耕畜連携協議会を構築し、協議会参画農家等が長期の利用・供給契約により国産飼料の利用拡大を図る取組を支援します。

2. 国産飼料の生産・利用拡大事業 3,044百万円

① **高栄養価牧草を用いた草地改良推進**
既存のイネ科主体の草地等から高栄養価なマメ科牧草主体の草地への転換のための取組を支援します。

② **草地難防除雑草駆除技術等実証**
特に防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証等を支援します。

③ **新飼料資源活用推進**
新たな飼料資源の飼料化の実証に必要な器具・機材の導入等を支援します。

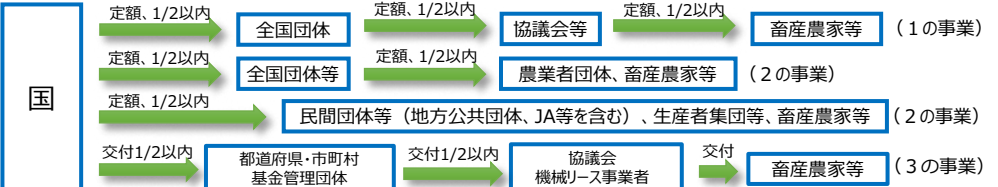
④ **国産粗飼料流通体制定着化**
国産粗飼料の広域流通の拡大に向け、新たに広域流通を行う取組に対して支援します。

⑤ **国産稲わら利用拡大実証**
国産稲わらの利用拡大に向けた国内での収集・梱包等の実証を支援します。

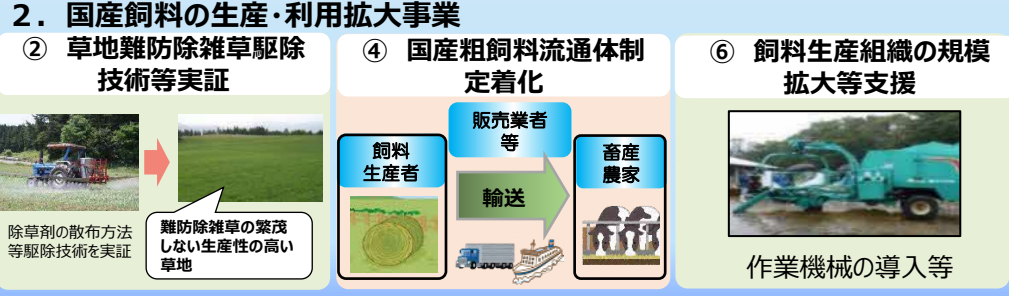
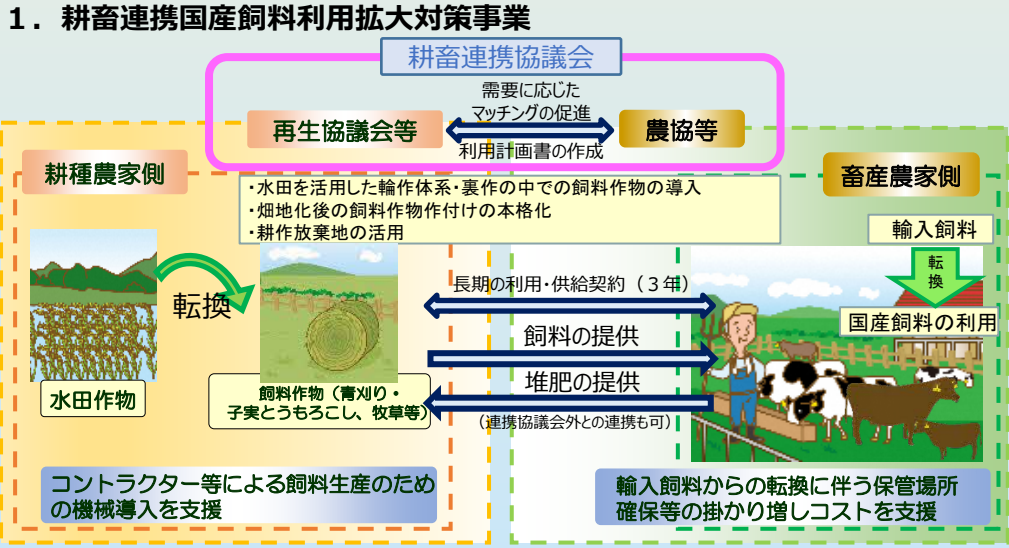
⑥ **飼料生産組織の規模拡大等支援**
飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や保管場所の確保等を支援します。

3. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠） (所要額) 6,000百万円
飼料増産に必要な施設・機械の導入のための優先枠を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
(3の事業) 企画課 (03-3501-1083)

15 国産飼料の生産・利用拡大対策

【令和5年度予算概算決定額 393 (518) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 (所要額) 12,000 百万円)

<対策のポイント>

飼料の安定生産のための**草地改良**や**飼料生産組織の運営強化**、放牧及び未利用資源の活用等の**国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備**、公共牧場等が有する**広大な草地等のフル活用**による**国産飼料の生産・供給などの取組を支援**し、**飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進**を図ります。

<事業目標>

- 飼料自給率の向上 (25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで])
- 繁殖雌牛の飼養頭数の増加 (61万頭 [平成30年度] →80万頭 [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大 343 (438) 百万円

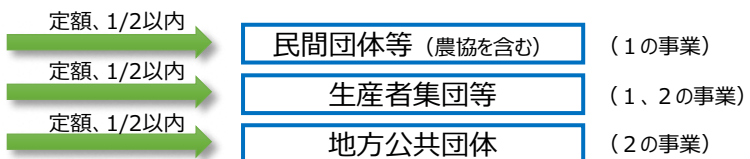
- 草地生産性向上対策**
粗飼料の**安定的な収量確保**のため、**気象リスク分散技術**の活用による**草地改良**や**飼料作物の優良品種利用・安定生産**、**飼料用種子の備蓄**の取組を支援します。
- 飼料生産利用体系高効率化対策**
飼料生産組織の作業効率化・運営強化や、**地域ぐるみでの自給飼料の増産**、**子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産実証**や**生産モデルの確立**のための取組を支援します。
- 国産飼料資源生産利用拡大対策**
持続的な畜産物生産を推進するための**放牧推進**、**放牧管理における省力化機器等の導入**、**未利用資源の活用等促進**・**生産体制構築**の取組を支援します。
- 持続的飼料生産対策**
温室効果ガス削減飼料の効果や**畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析**等の取組を推進します。

2. 公共牧場機能強化等体制整備事業 50 (80) 百万円

公共牧場等において**国産飼料を生産・供給**するための**草地改良**、**施設・機械整備**、**安定供給の確保**及び**優良な和牛を増産**するための**繁殖雌牛等の導入**、**施設・機械整備**等を支援します。

(令和4年度補正予算)
飼料自給率向上総合緊急対策 (所要額) 12,000百万円
 耕畜連携の取組等による**国産飼料の生産・利用拡大**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 畜産生産力・生産体制強化対策事業

- 気象リスク分散による安定的な収量確保**

6月	OG: 1番草
7月	TY: 1番草
8月	OG: 2番草
9月	TY: 2番草
	OG: 3番草

(注) OG: オーチャード、TY: チモシー

転換後の収穫イメージ

複数草種の導入等により収穫適期を拡大し、天候不順による影響を緩和する取組を支援
- 飼料生産の効率化**

子実用とうもろこしの収穫

地域ぐるみの取組

自動操舵装置

飼料生産組織の運営強化、ICTによる作業効率化、地域ぐるみでの増産等の取組を支援
- 放牧、未利用資源の活用**

放牧の推進

未利用資源の活用等促進・生産体制構築

飼料資源として活用するための取組を支援

2. 公共牧場機能強化等体制整備事業

- 国産飼料の生産・供給 (公共牧場の「飼料生産基地」機能の強化)**

草地改良・飼料生産等に係る施設・機械整備等を支援

飼料生産組織等との連携や飼料の安定供給の確保のための取組等を支援

飼料供給先との供給計画に係る打合せ等

草地改良に係る経費を支援
- 優良な和牛の増産**

繁殖雌牛等の導入による増頭を支援

増頭に必要な施設・機械の整備を支援

繁殖雌牛 (和子牛生産用)

畜舎・繁殖関連機械等

【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 (2の事業) 飼料課 (03-6744-2399)

水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業の拡充（令和4年度補正）

施策の目的

- ロシアのウクライナ侵略等、国際情勢が大きく変化し、経済安全保障・食料安全保障等の重要性がこれまでになく高まる中、海外依存度の高い農産物の国内生産の拡大等により、食料安全保障の強化を図る。

施策の概要

- 「水利施設整備事業」及び「畑地帯総合整備事業」を拡充し、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入することで、作付転換を強力に推進。

水利施設整備事業（畑作等推進支援水利再編型）の創設

【事業内容】

作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等

【要件】

- ① 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）、末端支配面積なし
- ② 受益地内の水田面積を20%以上（最低5ha以上）畑作物・園芸作物に転換すること
※転換した水田は水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

都道府県

	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	27.5%	10.0%	12.5%
(中山間)	(55.0%)	(27.5%)	(10.0%)	(7.5%)
北海道	50.0%	32.5%	10.0%	7.5%
(中山間)	(55.0%)	(32.5%)	(10.0%)	(2.5%)
沖縄	80.0%	12.5%	5.0%	2.5%
奄美	65.0%	25.0%	8.0%	2.0%
離島	55.0%	27.5%	10.0%	7.5%

【補助率、ガイドライン】

50%等

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

畑地帯総合整備事業（畑作物等転換型）の創設

【事業内容】

作付転換に必要な区画整理、農業水利施設等の整備

【要件】

- ① 受益面積5ha以上、末端支配面積なし
- ② 地域全体として畑作物・園芸作物への転換を行うこと
※本事業を実施した地区は、水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

都道府県、市町村、改良区等

	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	29.0%	11.0%	10.0%
(中山間)	(55.0%)	(28.5%)	(10.5%)	(6.0%)
北海道	50.0%	33.5%	10.5%	6.0%
(中山間)	(55.0%)	(33.0%)	(10.0%)	(2.0%)
沖縄	80.0%	13.0%	5.0%	2.0%
奄美	65.0%	25.5%	8.0%	1.5%
離島	55.0%	28.5%	10.5%	6.0%

【補助率】

50%等

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

附帯ソフト事業（産地形成支援事業）

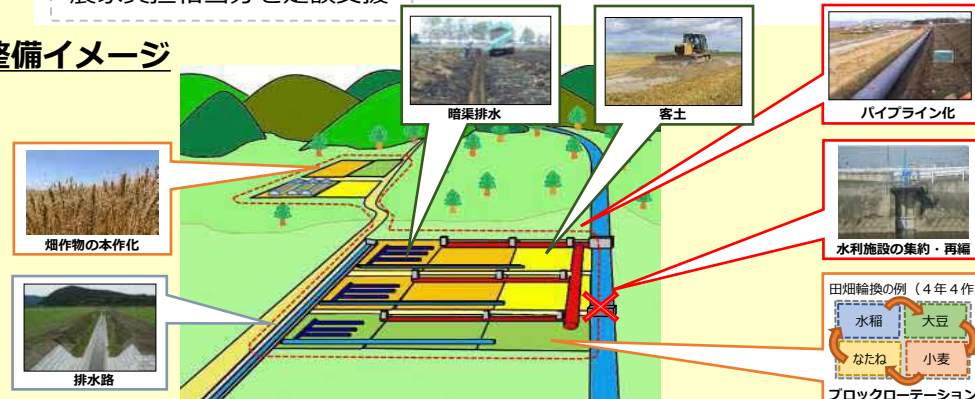
【事業内容】

畑作物・園芸作物への転換に向けた支援

【補助率】

定額（農家負担額相当まで）

整備イメージ



農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地農業推進対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織 (農村RMO)」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出 (350地区 [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
 (デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

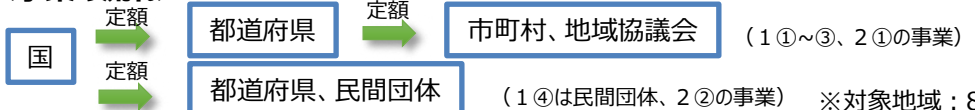
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援
 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援【令和4年度補正予算含む】**
 収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
 【事業期間】 最大3年間
 【交付率 (上限)】 定額 (1,000万円(年基準額)×事業年数)
- ③ 地域レジリエンス強化支援
 地域レジリエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
 【交付率 (上限)】 定額 (500万円/地区)
- ④ 中山間地複合経営実践支援
 地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織 (農村RMO) 形成推進事業

- ① **農村RMOモデル形成支援**
 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
 【事業期間】 最大3年間
 【交付率 (上限)】 定額 (1,000万円(年基準額)×事業年数)
- ② 農村RMO形成伴走支援
 協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。
 ※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

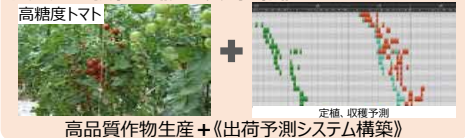


1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上+《デジタル技術》



イ 販売力強化+《デジタル技術》



ウ 農用地保全+《デジタル技術》



エ 複合経営+《デジタル技術》



オ 生活支援+《デジタル技術》



2. 農村RMO形成推進事業

① デジタル技術の導入・定着を含めた調査・計画作成・実証等



② 全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修



円滑に取り組めるよう既存施策も活用してフルサポート

情報通信環境整備対策 通信環境の整備	農山漁村発イノベーション サポートセンター 経営改善等の伴走支援
農村RMO推進研究会 ノウハウの横展開	INACOME 民間企業のスキル導入

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※) 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

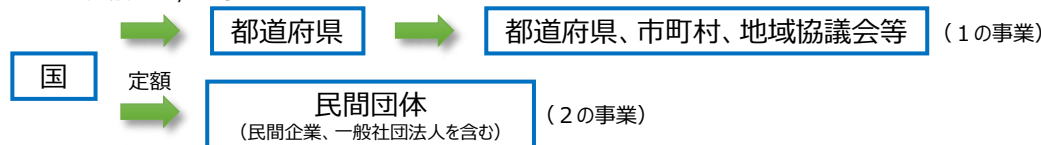
【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



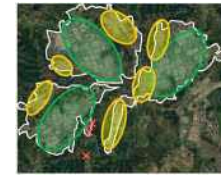
農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)